

伊東市が所有する公共建築物計画

令和6年6月改訂

伊 東 市

目次	頁
1 耐震化計画の目的	1
2 耐震化状況の公表	1
3 耐震化計画	1
4 耐震化の目標年度区分	1
5 分類の考え方	2
6 耐震補強を実施する場合の方針	2
7 対象建築物内訳	3

別添 市有建築物耐震性能リスト

伊東市が所有する公共建築物の耐震化計画

1 耐震化計画の目的

市では、平成19年2月に市が所有する公共建築物の耐震性能に係るリストを公表しましたが、耐震性が不足する市有建築物について計画的に耐震化を進めるため、耐震化の実施方法等を定めた耐震化計画を策定した。

2 耐震化状況の公表（令和6年6月現在）

公表する市有建築物棟数は、下表のとおり。

耐震性能を公表した建築物	ランク Iaの建築物	ランク Ibの建築物	ランク IIの建築物	ランク IIIの建築物	未診断の建築物
170棟	23棟	111棟	24棟	3棟	9棟

3 耐震化計画（令和6年6月現在）

本計画には、耐震性能が確保されない建築物（ランクⅢ、未診断）に対し、建築物毎に耐震化の方法（耐震補強、建替えなど）定める（別添「市有建築物耐震性能リスト」のとおり）。

耐震化の実施方法	実施方法の内容	建築物（棟数）
耐震補強	耐震補強を実施予定	1棟
建替え	建替えを予定	0棟
調整中	耐震補強、建替えなど実施方法を検討中	4棟
診断の実施	未診断の場合、診断を実施する	1棟
小 計		6棟
その他	国の耐震基準を満たすため対象外、再編、解体、移転、用途廃止など	6棟
合 計		12棟

4 耐震化の目標年度区分

3を実施する目標年度を定める（別添「市有建築物耐震性能リスト」のとおり）。

目標年度	区分
令和6年度から2年以内に耐震化を完了	①
令和6年度から4年以内に耐震化を完了	②
令和6年度から7年以内に耐震化を完了	③
目標年度を検討中	④

5 分類の考え方

1 類(1) 災害時の拠点となる建築物

ア 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害の発生の防御又は拡大を防止するための災害応急対策を行う施設

イ 住民の避難所となる施設

ウ 被災者の救急・救助を行う施設

エ 災害時要援護者を保護、収容する施設

オ 被災時の避難住民等の健康管理等に必要な施設

1 類(2) 多数の者が利用する建築物

不特定多数の者が利用する施設であり、その生命・身体の安全確保を図る。

1 類(3) その他主要な建築物

特定の者が利用する施設であり、その生命・身体の安全確保を図る。

1 類(4) 市営住宅

特定多数の者が住む住宅であり、その生命・身体の安全確保を図る。

2 類(1) 多数の者が利用する建築物

附属施設等であり、利用する者の生命・身体の安全確保を図る。

2 類(2) その他主要な建築物

特定の者（本市職員）が利用する施設であり、その生命・身体の安全を図る。

6 耐震補強を実施する場合の方針

(1) ランクⅢとランクⅡの建築物をランクⅠにする。

(2) 耐震補強実施の順位

ア 建築物を用途により、1 類と 2 類に分類し、1 類から実施する。

イ ランクⅢから実施する。

なお、ランクが同じ場合は耐震性能（ I_s / ET 値）の低いものを優先する。

※ 参考（耐震性能リストより）

ランク		東海地震に対する耐震性能	備考欄
I	I a	耐震性能が優れている建物 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設
	I b	耐震性能が良い建物 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。	建物の継続使用の可否は被災建築物応急危険度判定士の判定による。
II		耐震性能がやや劣る建物 倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることも想定される。	
III		耐震性能が劣る建物 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	

7 対象建築物内訳

類	用 途	耐震性能公表の建築物
1 類	(1) 災害時の拠点となる建築物	1 1 0 棟
	ア 災害応急対策全般の企画・立案、調整、警戒、情報収集、伝達等を行う施設	6 棟
	イ 住民の避難所等として使用される施設	8 8 棟
	ウ 救急医療等を行う施設	3 棟
	エ 災害時要援護者を保護、入所している施設	7 棟
	オ 清掃、防疫、その他保健衛生に関する事項を行う施設	6 棟
	(2) 多数の者が利用する建築物	6 棟
	(3) その他主要な建築物	1 棟
	(4) 市営住宅	3 5 棟
	1 類計	1 5 2 棟
2 類	(1) 多数の者が利用する建築物	5 棟
	(2) その他主要な建築物	1 3 棟
	2 類計	1 8 棟
合 計		1 7 0 棟